

## ○保育料の減免申請について（0・1・2歳児）

保育料の減免申請については、下記の通りとする。

利用料 (保育料)	減免	承認	<u>児童の疾病、又は、特別な事情がある場合で、市長がこれを認めるときは減免する。</u>
		欠席期間	① <u>児童の疾病により、同一月内において15日以上引き続きこども園を休んだ場合は、保育料の半額の減免を受けることができる。また、児童の疾病により、その月において全月こども園を休んだ場合は、その月の保育料の全額の減免を受けることができる。</u> ②月の16日以降に入園した時は、半額の減免を受けることができる。 ③月の内15日以前に退園したときは、半額の減免を受けることができる。
		提出書類	「保育料減免申請書」と「医師の診断書」を提出する。 (「保育料減免申請書」は当園に置いてあります。)

※ 保育料が減免になった場合でも、毎月の雑費は全額徴収します。

課長	課長代理	係長	係	保育所長	係

株式会社第3号(第6条関係)

## 保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

泉佐野市長 殿

住 所

申 請 者

氏 名

印

児 童 名

保 育 所 名

台帳番号	階層	保育料
—		

上記の児童に係る保育について下記の理由のとおりですので、  
保育料の減額又は免除をして頂きますよう申請します。

### 記

〔保育料の減額〕(泉佐野市保育料徴収規則第5条第1号)

- 1 本人(児童)の疾病による(15日以上)
- 2 月の16日以降の入所による
- 3 月の15日以前の退所による
- 4 その他特別な事情による

〔保育料の免除〕(泉佐野市保育料徴収規則第5条第2号)

- 5 本人(児童)の疾病による(1月以上)
  - 6 その他特別な事情による
- 4又は6に該当する場合は、理由を具体的に記入してください。

.....

.....

期 間	年	月	日	から	年	月	日	まで
-----	---	---	---	----	---	---	---	----

〔保育料の還付が生じた場合の還付先〕

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用組合・信用金庫・労金・農協 \_\_\_\_\_ 本店・支店

普通・当座

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(フリガナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_